

センター からの

2015
5月号

隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2015.5月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談
- あなたの町の消費者啓発セミナーへボランティア講師を派遣します
- 消費者被害撲滅キャンペーン
- 多重債務無料法律相談
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談

岡山県消費生活センターでは、岡山県内にお住まいの方を対象に、商品やサービスに関する苦情相談を受け付け、解決のための助言やあっせんを行っています。

電話
相談



来所
相談



場 所	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）5階 （岡山市北区南方2丁目13-1）
相 談 方 法	電話・来所・文書による相談
電 話	086-226-0999（相談専用）
相 談 日	火曜日～日曜日（祝日・年末年始は除く）
相談受付時間	9：00～16：30

※平成27年4月1日から消費生活センターの相談受付時間が **9：00～16：30** になりました。
お昼の時間（12：00～13：00）も相談をお受けしています。

岡山県消費生活センター津山分室でも、同様に相談を受け付けています。

場 所	岡山県美作県民局相談室（津山市山下53）
電 話	0868-23-1247（相談専用）
相 談 日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
相談受付時間	9：00～12：00 13：00～17：00

※津山分室の相談受付時間は従来どおりです。

消費生活講座

「くらしの中のヒヤット ～安全に使ってますか？我が家の製品～」

講師：中国経済産業局 消費経済課 製品安全室
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (nite)

実際に起きた家電製品の事故例をもとに、不具合の発見方法や適切な使用法、未然防止策など、くらしの安全について学びます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまた電子メールでお申し込みください。

TEL **086-226-1019** FAX **086-227-3715**
電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成27年
5月21日(木) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

あなたの町の消費者啓発セミナーへ



ボランティア講師を派遣します

消費生活センターでは、県民、消費者団体、NPOなどの有志をボランティア講師として県内各地域の会合に派遣して啓発講座を行う「消費者啓発セミナーボランティア講師派遣事業」を行っています。ボランティア講師（個人24名・団体14グループ）により、悪質商法などに関する意識を高め、消費者被害を防止するため、講話、寸劇、替え歌、紙芝居などの得意な分野を活かした啓発活動を展開しています。

みなさんの地域でも、町内会、老人会、婦人会、公民館講座などいろいろな機会をとらえて、積極的にご活用ください。

派遣を希望される方は、次によりお申し込みください。

派遣対象 ／条件	町内会、老人会、公民館講座、県内各地域で開催される会合で、次の条件をみたすもの (1) 参加人員：20人以上 (2) 講座時間：1時間～1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的として、講話、寸劇、替え歌、紙芝居など、ご希望に応じて講師を派遣します。
派遣料	無料
申込方法	所定の講師派遣申込書に会場案内図を添えて、講座開催日の1か月前までに県消費生活センターに提出してください。

- 講師派遣申込書は県消費生活センターのホームページから入手できます。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>



ボランティア講師派遣事業の他にも次のような啓発事業を行っていますので、積極的にご活用下さい。

一般の消費者啓発セミナー

学校や職場（福祉関係団体、企業）を対象とした研修会へは、原則として消費生活センター職員が講師として出向いて、無料で啓発講座を行います。

くらしの一日教室

希望される団体を対象に、消費生活センターの見学にあわせて、消費生活に関するミニ講座を行います。

問い合わせ先：岡山県消費生活センター 電話 086-226-1019
FAX 086-227-3715

5月は消費者月間

～みんなで作ろう！消費者が主役の社会！！～

「消費者被害撲滅キャンペーン」を実施します。

毎年5月は「消費者月間」です。今年は「みんなで作ろう！消費者が主役の社会！！」を統一テーマに、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向け、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

岡山県内でも、「消費者被害撲滅キャンペーン」として講演会、展示会などの各種イベントを実施します。

また、5月24日（日）のファジアーノ岡山公式戦ではコラボイベントも開催します（場所：シティライトスタジアム）。選手直筆のメッセージの展示、クイズやゲーム、ファジアーノ岡山とのコラボグッズの配布などで、若い世代のみなさんにも消費者問題への関心を高めていただきたいと思います。

深刻な消費者被害を防ぐためには、知識・情報を備え賢い消費者になること、また、身近な市町村の消費生活窓口を中心とした地域でのネットワーク力を強化して悪質商法の撲滅に取り組むことが大切です。

みなさん、この機会に身の回りのくらしの安全・安心を見直してみましょう！



©岡山県「ももっち」

SOS



「多重債務無料法律相談会」

借金問題は解決できます！

一人で悩まず、勇気を出して相談してください。

頼りになる弁護士・司法書士が無料で法律相談を行います！！

（予約不要、駐車場あり、秘密は守られます）

開催日時	会場
平成27年 7月25日（土） 午前10時～午後3時	岡山県消費生活センター
平成27年 9月26日（土） 午前10時～午後3時	岡山県備中県民局（会議棟1階会議室） 倉敷市羽島1083
平成27年11月28日（土） 午前10時～午後3時	津山市内で開催します（会場未定）
平成28年 1月23日（土） 午前10時～午後3時	岡山県消費生活センター

問い合わせ先

岡山県くらし安全安心課

直通電話：086-226-7346（平日の9時～17時）

※多重債務の相談は、弁護士会等の専門機関のほか、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口でも受けています。事情をお聴きして法律の専門家に橋渡しをいたしますので、都合で上記の相談会に来られない方も、県や市の相談窓口までお問い合わせください。

●消費生活相談事例●

大手企業の名前を悪用した買え買え詐欺



大手製薬会社から電話がかかり、「あなたの地域で事業所を開設するが、あなたが選ばれたので権利を買わないか」と勧誘された。すぐに別の業者から「あなたが権利を買ったらそれを買いたい」と電話があり、「興味がない」と断ったが、その後「あなたの名義で既に権利を購入して、代金も支払った」と電話があり不安。今後の対処法は。
(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

実在する大手企業の名前を悪用した「買え買え詐欺」の相談が増えています。

「買え買え詐欺」は、販売業者や買い取り業者など複数の業者が登場して、消費者に未公開株等の購入をさせますが、最近、実在する大手企業の株や社債等が販売されているかのように装って勧誘し、お金を支払わせようとする手口が目立ちます。

大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとするのですが、名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもあります。

「権利を買い取る」「謝礼を支払う」などと持ちか

けてくる勧誘電話には耳を貸さず、きっぱりと断りましょう。留守番電話設定や発信番号の表示サービスを利用して、登録番号以外からの電話には出ないという対策も有効です。

いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言ってお金をだまし取る手口も増えています。絶対にお金を支払わないでください。

相談事例の場合は、「買え買え詐欺」であることを情報提供し、今後一切相手にしないよう助言しました。

困ったときは、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加わりました。

みんなで考えよう! 中学生の消費

企画・制作：広島県環境県民局消費生活課

「身近な消費生活と環境」の内容をスタジオトーク形式で中学生にも分かりやすく解説します。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

46分

中学生向け



<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>